

鹿追町監査委員公表第1号

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第17条の規定により公表します。

令和 5年 4月 3日

鹿追町監査委員 野村 英雄

鹿追町監査委員 埴 淵 賢 治

鹿 監 号
令和5年 4月 3日

鹿 追 町 長 喜 井 知 己 様
鹿 追 町 議 会 議 長 安 藤 幹 夫 様
鹿 追 町 国 保 病 院 長 林 修 也 様

鹿 追 町 監 査 委 員 野 村 英 雄

鹿 追 町 監 査 委 員 埴 淵 賢 治

令和5年度随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第14条の規定により、その結果を次のとおり提出します。

1 監査の概要

- (1) 監査実施内容 国保病院薬品管理について
- (2) 監査実施期間 令和5年 4月 3日
- (3) 監査方法 薬品リストから薬品を抽出し、その数量及び管理について調査し、適宜に担当者の説明を求め実施した。

2 監査の結果

麻薬類については、例年保健所の立ち入り検査が行われるが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響により検査されていない。令和4年度は、期限切れ麻薬類について保健所の検査により確認し廃棄処分されている。

麻薬類は全薬品の監査を行い、数量は正確に記載されている。

保管状況は、二重の施錠により保管され、譲渡証及び譲受証を発行し、麻薬管理者が管理していることを認めた。

通常の商品においては、薬品リストの数量より実際の薬品数量が少ない記載があった。薬剤師の数量記載時の誤りのことであるが、病院事業会計決算資料の商品在庫内訳に記載される項目であることから、再度精査し確認することを望む。

また、病棟に保管している薬品については、新型コロナウイルス感染防止のため立ち入り検査を控えた。

医業収益に対する薬品費は令和4年度において毎月10%前後であり、変化がないことを確認した。

薬品は無駄のない仕入れと厳密な管理により、破棄・破損のないよう努めなければならない。